

令和2年2月24日作成

令和2年2月25日開示

令和2年3月10日修正

令和2年3月24日修正

令和2年4月2日修正

新型コロナウイルス（COVID-19）に対する陽風園の対応について

石川県内で新型コロナウイルス（COVID-19）に感染された方が拡大したことを受け、社会福祉法人陽風園は、当該コロナウイルスの感染状況がその感染経路を追えない市中感染のステージにあると考え、当園における感染を防ぐために以下の方針で対応します。

この方針は、令和2年4月7日まで有効としておりましたが、国内で感染の拡大が続いていることから、内容を一部修正及び追加して、有効期間を令和2年4月21日までとします。

この方針の目的は、人から人への感染リスクを極力最小化することにありますので、利用者、利用者のご家族、出入り事業者など関係者の皆様にもご協力をお願いいたします。

この方針における各種の制限事項は、国及び石川県のアナウンスなどを総合的に判断した後に解除します。

なお、各施設の日々の対応状況は、別途ホームページ（<https://www.yofuen.com/>）で公表させていただきます。

1 来園者からのウイルス持込に対する対応（外部の方へのお願い）

- ・面会は原則、禁止します。どうしても面会が必要な場合は電話等で事前にご相談下さい。
- ・点検、修理などでどうしても必要な出入り事業者の入園時の衛生対応を義務化します。（入園者の検温及び高熱（37.5℃以上）での入園を禁止します。入園の際は手指消毒とマスク着用を求めます。）
- ・ファミリーシャトル（ご家族向け無料送迎サービス）の運行を中止します。
- ・新規に入所される方には、入所後2週間の（健康状態）特別観察期間を設けます。
- ・特別養護老人ホームに新規に入所される方からの要望があれば、無料（無料期間1月）で生活状況記録閲覧システム（YCS-i）の活用をお勧めします。
- ・地域向けに研修室等を集会の場として開放していましたが、使用の予約は、当面お断りします。

- ・接触感染のリスクに対応するため、多数の人が触れる箇所（ドアノブ、手すり、カウンター等）に対する消毒の頻度を今以上に増やします。

2 陽風園職員が「歩く感染者」にならないための対応（この方針は、通所サービス利用者にも適用します。）

- ・職員は、業務中は常にマスクを着用します。戸別訪問をする職員には違和感のないゴーグルを着用します。
- ・職員は、公共交通機関の利用を自粛します。
- ・職員は、不要不急の外出を自粛します。人の集まる場所には行きません。

不要不急の外出とは【日常生活用品の買物や医療機関への受診など日常生活上必要な外出を除く外出】

3 濃厚接触が疑われる職員・通所サービス利用者への対応

- ・陽性の疑いがある人と濃厚接触している職員・通所サービス利用者は、3日間の自宅待機として、経過観察をさせていただきます。

4 感染が疑われる職員及び通所・入居サービス利用者への対応

- ・職員に特徴的症状（味覚・嗅覚障害、発熱、咳、息切れ、筋肉の痛み、倦怠感）がある場合は、直ちに申告させ、この症状が発現してから、3日間は自宅待機とし、経過観察します。
- ・通所サービス利用者の特徴的症状（味覚・嗅覚障害、発熱、咳、息切れ、筋肉の痛み、倦怠感）があることが確認された場合は、この症状が発現してから、3日間は自宅待機を勧め、経過観察をさせていただきます。
- ・入居サービス利用者の特徴的症状（味覚・嗅覚障害、発熱、咳、息切れ、筋肉の痛み、倦怠感）があることが確認された場合は、当該利用者及び同室者はこの症状が発現してから、3日間は居室隔離とし、経過観察をします。

5 濃厚接触者（職員及び通所サービス利用者）への対応

- ・陽性と判明した人と濃厚接触がある職員及び通所サービス利用者は、2週間の入園禁止とさせていただきます。

濃厚接触者とは【患者（確定例）が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者】

世帯内接触者：患者（確定例）と同一住所に居住する者

医療関係者等：個人防護具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）の診察、処置、搬送等に直接関わった医療関係者や搬送担当者

汚染物質の接触者：患者（確定例）由来の体液、分泌物（痰など（汗を除く））などに、必要な感染予防策なしで接触した者

その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に

判断する) (その接触時間は20分以上)

6 職員及び利用者が陽性と判明した場合の対応

- ・陽性と判明した職員及び利用者は、治療に専念していただきます。完治後に、職務復帰及びサービス利用を再開します。
- ・陽性と判明した職員及び利用者との濃厚接触者で入居サービス利用者以外は、5で対応します。
- ・陽性と判明した職員及び利用者との濃厚接触者で入居サービス利用者は、居室隔離の上で2週間の経過観察をします。当該濃厚接触者への支援担当者は固定します。
- ・上記の対応を開始する場合、施設内を感染区域と非感染区域に区分けします。
- ・職員の入園禁止の措置に伴い、特定の施設でスタッフ数の不足が起きる場合は、園全体で、応援体制を構築します。

7 通所サービス利用者が陽性と判明した場合の対応

- ・陽性と判明した通所サービス利用者は、治療に専念していただきます。完治後に、サービス利用を再開します。
- ・陽性と判明した通所サービス利用者との濃厚接触者は、5で対応します。
- ・上記の対応を開始する場合、施設内の徹底した消毒を実施します。
- ・当該事業の職員又は通所サービス利用者による集団感染が疑われる場合は、2週間の休業とします。

8 事業の休業又は停止をする場合

- ・石川県、金沢市からの休業の要請がある場合は、通所系事業（通所サービス）を休業します。
- ・上記の休業期間中は、代替サービス（在宅訪問等による見守支援等）の実施を検討します。
- ・公衆衛生上、事業の停止がやむを得ないと金沢市が判断する場合は、その事業所の活動を停止します。

9 地域の感染リスクを下げるための対応（社会貢献）

- ・「密閉空間、密集場所、密接場面」の3つの条件が重なるイベント等は開催しません。